

第10回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会  
議事録

【開催日時】

平成30年8月21日（火） 13時30分～15時30分

【開催場所】

市役所別館6階 大会議室

【出席委員】

足立委員、尾上委員、木谷委員、品田委員、田中委員、谷口委員  
西山委員、藤原委員、森委員、山川委員  
(12名中10名出席：有効に成立)

【事務局】

市民文化環境部長 飯尾、環境対策室長 平野、生活環境課長 福田、  
清掃事務所長 橋本、リサイクルプラザ所長 村川、生活環境課主幹 田中

【傍聴者】

なし

【議題】

- (1) 報告事項  
『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業』の実施状況について
- (2) 答申（案）について
- (3) その他

【配布物】

- 【資料1】『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業』の実施状況について
- 【資料2】答申（案）
- 【資料3】答申概要（案）
- 【資料4】小型家電等収集管理システム導入可能性調査について

【13時30分 開会】

田中主幹 定刻となりましたので、只今から「第10回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会」を開会させていただきます。まず、事務局から本審議会の定足数についてご報告申し上げます。

本日の会議は青山副会長と、内海委員が都合により欠席されております。出席委員は10名で、市条例施行規則第5条第2項で定める過半数を超えておりますので、審議会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることを御了承いただきたいと思っております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

田中主幹 お揃いですね。

事務局からの報告は以上でございます。

それでは、会議の進行につきまして、山川会長よろしくお願いたします。

**【議題(1) 報告事項『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業』の実施状況について】**

山川会長 それでは次第に従いまして進めて行きたいと思っております。まず、1つ目の議題、報告事項「不燃ごみ7種9分別収集モデル事業」の実施状況について事務局より説明をお願いします。

福田課長 それでは、議題(1)、報告事項「不燃ごみ7種9分別収集モデル事業」の実施状況についてご報告いたします。資料1の2ページと3ページをご覧ください。前方のスクリーンでも同じものをご覧くださいだけです。

モデル事業の概要及び実施目的につきましては、前回の審議会でもご説明させていただきましたが、モデル事業の内容としましては、ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製の包装・袋を不燃ごみとして分別収集することに加え、食用びん類を3分別に簡素化することです。モデル事業の対象地区は、第2木曜日グループと第3木曜日グループで8月の収集日から実施しました。

実施目的としましては、排出状況や収集方法、処理方法の検証の

ほか、市民への周知としております。

それでは、8月分だけではありますが、モデル事業内容の検証結果についてご報告いたします。

3ページをご覧ください。まず、集積所のスペースの変化についてですが、比較するためにまず、7月の収集日の様子をご覧ください。モデル事業開始前ではありますが、すでにペットボトルを分別している状況も見受けられました。

4ページは、同じ自治会の集積所の8月の様子です。モデル地区全体でプラスチック容器包装類とペットボトルの排出量がほとんどの集積所で増えていましたが、今回は、既存場所で対応可能でした。また、ペットボトルは概ね無色の袋で排出されていましたが、プラスチック容器包装類は、これまでどおり色つきの半透明の袋が目立ちました。

5ページをご覧ください。先程もご報告しましたが、使用袋の変化につきましても、特にプラスチック容器包装類に使用した袋について、無色透明袋の使用率が高いところと低いところがあり、自治会によって大きな差がありました。

6ページをご覧ください。今回、モデル事業を実施する中で、新たな課題として、白色の半透明の袋の排出が目立ったことが挙げられます。モデル地区の皆さんには透明袋の使用を周知しておりますが、中には白色の半透明の袋を透明袋と勘違いされている方がおられるので、今後、さらなる周知が必要であります。

7ページをご覧ください。モデル事業をお世話になっている現場の声として、自治会長さんに感想を聞いたところ、「住民への周知がなかなか難しい。特に自治会に入っていない人たちに伝えるのは難しい」、「小学校ではペットボトルのキャップ回収などもやっているが、ごみの分別を学習する機会がもっと増えれば、子どもたちだけでなく大人の意識も高くなると思う」、「立ち番や分別指導をするときに参照できるような、細かいパンフレットがあればよい」などの意見が出されました。

8ページをご覧ください。次に収集方法の検証についてですが、先程もご報告したとおり、収集量につきましても、どの集積所も概ね集積スペースは足りていましたが、道路にはみ出るなどの様子が見られた自治会もありました。また、モデル事業は8月から開始したばかりであり、7月の収集日以降、プラスチック製の包装や袋は、8月の収集日までは可燃ごみに出されていた可能性もあり、プラスチッ

ク容器包装類の中に含まれるプラスチック製の包装や袋が少ないように感じました。もう少し分別が徹底されると、プラスチック容器包装類の排出量も増加するものと思われま

9 ページをご覧ください。収集運搬手法についてであります。これまでは収集効率を考え、圧縮し、容量を減らせるパッカー車を使用し、プラスチック容器類を収集しておりましたが、モデル事業では、ペットボトルについては、リサイクルプラザでの処理も考慮し、4t フックロール車による平積みやパッカー車でも圧縮しない手法による収集などを行い、最適な収集方法を検討することとしております。

10 ページからは排出ごみの性状についてまとめております。今回、第2木曜日と第3木曜日の2回の収集日に排出されたペットボトルとプラスチック容器包装類から、一部サンプルの袋を抜き出し、リサイクルプラザにおいて展開検査を実施いたしました。その結果、ペットボトルの排出状況につきましては、概ねラベルはきちんとはがして排出されておりました。なお、集積所によっては、分別や無色透明袋の使用が徹底されていないところもあり、今後、継続した周知が必要であります。

11 ページをご覧ください。プラスチック容器包装類の排出状況についてであります。当然のことながらモデル事業前と比較すると、プラスチック製包装類が増えており、中には、プラスチック製包装類のみの袋も見られました。ただし、汚れの残っている容器や包装が入った袋も排出されており、分別の意識に個人差があると思われま

12 ページは不適物の混入についてであります。プラスチック容器包装類として排出されたものの中には、ライターや可燃ごみ、化粧品びん、プラスチック製のスプーンやフォーク、歯磨き粉などの中身入りのプラスチック容器類などの不適物が混じっております。これらを効率的に選別するためにも、無色透明袋での排出が重要であると再認識いたしました。

13 ページをご覧ください。処理方法の検証についてであります。リサイクルプラザでの処理につきましては、現在は、プラスチック容器類として収集したものの中から、手選別により、リサイクル可能なペットボトルを選別し、圧縮して業者に引き渡しております。また、プラスチック容器類につきましては、ペットボトルと同様にリサイクル可能な容器類を選別し、圧縮して業者に引き渡しております。なお、モデル事業で収集したペットボトルとプラスチック容器包装類につきましても、リサイクルプラザの設備改修がまだのため、従来どおり

の処理を行っております。

14 ページをご覧ください。今年度中に設備を改修することとしており、ペットボトル専用のラインを新たに設け、ペットボトルとして収集したものを袋から取り出し、圧縮して業者に引き渡す予定としております。また、プラスチック容器包装類として収集したものから、手選別により不適物を除去した後、圧縮して業者に引き渡す予定としております。

15 ページをご覧ください。市民への周知につきましては、まず、6月に自治会長向けの説明会を実施し、その後、希望に応じて、個別に自治会説明会を実施いたしました。また、全戸配布用のA3判両面のチラシと、回覧用のA4判両面の簡易チラシを作成し、配布しました。その他、新たな分別区分の集積所看板や広報紙への掲載など様々な手法により周知を図っており、今月31日には職員がFMまいづるに出演し、周知する予定です。今後も引き続き、あらゆる機会を通じて周知を図ってまいります。

16 ページをご覧ください。事業所への周知としまして、市内の福祉関係事業所に対して、チラシの配布によるモデル事業の周知と新たな分別区分への協力依頼を行いました。また、公共施設を除く可燃ごみの指定ごみ袋取扱店に対して、モデル事業実施にかかる透明袋の取り扱いについての協力依頼を行いました。

17 ページをご覧ください。自治会長向け説明会で出された意見や質問などをQ&Aとしてまとめております。

18 ページをご覧ください。その他としまして、自治会回覧用にシンプルなチラシを作成してほしいとの要望があったことから、A4判の簡易チラシを作成し、その中に先ほどのQ&Aも掲載し、各自治会に配布いたしました。また、新たな分別方法が定着するまでは取り残しをしないしてほしいとのご意見があり、今回のモデル事業の間は、取り残しはしないことを説明いたしました。

最後に19ページをご覧ください。今後の対応についてであります。9月と10月は引き続き、モデル事業として集積所の状況確認や排出されたごみの展開検査、収集量の把握などを行うほか、自治会からの要望に応じて個別の説明会を実施します。なお、モデル地区におきましては、11月以降につきましても、本格実施までの間は引き続き、新たな分別区分による排出をお世話になります。

これまでにも説明いたしましたが、改めて本格実施に向けた課題を整理しますと、自治会未加入者への周知、新たな分別ルールのさら

なる周知、無色透明袋の使用の徹底、プラスチック製包装類のさらなる分別などが挙げられますことから、今後も引き続き、周知を図るとともに、必要に応じて新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。

不燃ごみモデル事業の報告は以上でございます。

山川会長      ありがとうございました。  
今、ご報告いただきましたことについて何かご質問等ございましたらお願いします。

田中委員      資料1のスライド11ページの左側にプラスチック容器包装類のみが入っている袋の写真がありましたが、排出状態に何か問題がありますか。

福田課長      問題ないです。家庭で保管するにあたっては台所でそれだけを入れて保管の方が効率がよいということでこのような出し方をされていると思います。問題があるため資料として掲載しているのではなく、出し方の1つとして紹介しています。

田中委員      右側については、汚れた容器が入っている袋の写真が掲載されているのですが、この写真は悪い例として掲載しているということでしょうか。

福田課長      そうですね。右側については、正しくルールが守られずに排出されている例として掲載しています。排出ルールがしっかり市民に定着するよう周知をしていきたいと思っております。

山川会長      この資料については審議会の資料としてホームページに掲載されるのですか。もし、掲載されるのでしたらそのところを修正して分かりやすくした方がいいのではないのかなと思います。

福田課長      審議会の資料として掲載しますので、修正いたします。

山川会長      他に何かご意見等ありますか。

尾上委員      私の認識不足なのですが、モデル事業対象地域については、全て

のごみを透明の袋で出してもらおうという設定になっているのですか。

福田課長 モデル事業の実施期間中については、ペットボトルとプラスチック容器包装類は無色透明袋で排出してもらおうようお願いしています。埋立ごみについては、これまでどおり透明または半透明の袋で排出してもらおうということでお願いをしています。

尾上委員 モデル事業は透明の袋で排出してもらおうことで実施していますが、モデル事業が終了し、本格実施した後についても同じように透明袋で排出してもらおうのですか。

福田課長 問題がなければその予定です。

尾上委員 分かりました。

山川委員 半透明の袋は埋立ごみを出す時に使い、プラスチック容器包装類とペットボトルを出す時は透明の袋で出すということでよろしいですか。

福田課長 その通りです。

尾上委員 資料1の3ページ、4ページに掲載されている、集積所でいうと袋で出してもらうごみの集積所については、今後、半透明の袋と透明の袋だけになるということですね。

山川会長 そうですね。埋立ごみは、これまでどおり半透明であれば青色の袋で排出してもいいですし、プラスチック容器包装類とペットボトルを出してもらう場所は無色透明袋だけになるというイメージですね。

福田課長 5ページにある左側の写真が無色透明袋での排出率が高い自治会の集積所の写真です。プラスチック容器包装類とペットボトルの排出場所はこのようなイメージになります。

右側が無色透明袋での排出率が低い自治会の集積所の写真です。埋立ごみの排出場所はこのようなイメージになります。

山川会長      ありがとうございます。

1点確認なのですが、現場でペットボトルを圧縮し収集するのか、圧縮せずに収集するのかという話が9ページのところでありますが、これは圧縮せずに収集する方向で今後実施していきたいため、検討をされているということですか。

福田課長      収集時のみの効率だけを考えると圧縮の方が格段に効率がいいです。しかし、処理をする前に一度リサイクルプラザにて選別やラベルがついたままのペットボトルからラベルを取る作業等をします。また、施設から搬出する際に圧縮をして搬出するのですが、潰れた状態で施設に運ばれてくると、施設で上手く圧縮ができない場合もあります。本格実施する際は、一番効率のいい方法で収集をしたいと思っていますので、モデル事業では色々な方法で検証していくつもりです。

山川会長      普通は圧縮して収集していると思いますので、他自治体にも聞いてみて、参考にさせていただければと思います。

福田課長      現状では、プラスチック容器類は圧縮して収集していますので、恐らく問題ないと思うのですが、その辺りについてはモデル事業の中で検証していきたいと思います。

山川会長      分かりました。

西山委員      チラシでペットボトルは潰さずに出してくださいというような文言があったと思いますが、今は、くしゃくしゃになるペットボトルも普及していると思います。そのペットボトルは後始末が楽なので私はそれをよく買います。排出する際にラベル等をしっかり取っていれば、多少潰れていても出して大丈夫ですか。

福田課長      そうですね。

多少潰れているものを出してもらっても構いません。しかし、あまり潰れていると、中に不純物が入っていた場合に取り除くことができません。また、100%潰れている状態で排出されると機械で上手く圧縮できなかつたりする問題もでてきますので、できる限り潰さずに出して下さいとお願いをしています。しかし、家庭で保管する際に問



題もあると思いますので、ラベルを剥がしてふたをとっていただいていたら問題ないです。

西山委員 13 ページの資料で使われている右側の写真では、ラベルやふたがついているペットボトルが圧縮されていますが、最後資源になる際にラベル等がついたままだと具合が悪いと思うのですが、このようなものが出されていた時はどのように対応されるのですか。

飯尾部長 具体的にいいますと、ペットボトルは引き取ってもらうのではなく、買い取ってもらうのでペットボトルの状態によって金額が異なります。また、現在は、品質の基準が厳しくなっていますので品質が悪いと買い取ってもらえなくなるので、こちらがお金を払って引き取ってもらわないといけなくなります。ですので、きれいな状態で出してもらうようお願いをしています。

西山委員 この写真を資料として使われるのであれば、ラベル等が付いてないペットボトルが圧縮されている写真がいいかなと思います。

福田課長 周知がまだ全員にできていないので、今回の資料については今の状況というかたちで紹介させていただいています。今後、分別の徹底が進み、また、施設の設備が整い、モデル事業から本格実施に移り変わっていく中で透明な袋で排出されている状況になると良くなってくると思います。

山川会長 ペットボトルについては、透明できれいな形で排出されることが多くなると思いますので、そのようになるよう周知等を頑張っていたらと思います。  
他に何かございますか。

谷口委員 リサイクルプラザのラインが増えるのはいつなのですか。

福田課長 今年度中に工事が完了し、来年度から本格実施する予定ですが、いつから実施するかについては検討中です。できるだけ早く実施したいと思います。

谷口委員 施設見学をした時に見た既存のラインの横に並走してできるので

すか。それとも延長されるのですか。

村川所長　　まだ、設計段階なのではっきりとは決まっていないですが、既存のラインにもう 1 つ繋げるということはないです。今のところは、新しく作るということで考えています。

山川会長　　ラインが並走して 2 個できるという訳ではないということですか。

村川所長　　はい、設置する場所がありませんので、そのようなことは考えていません。

飯尾部長　　ペットボトルだけを持ってきて、一階のところでペットボトルだけを圧縮し、それ以外のものはラインで今までどおり流すというイメージが一番近いです。前に見ていただいたときは、ラインにペットボトルも他のものと一緒に流れてきたと思いますが、そこからペットボトルが無くなり、ペットボトルについては一階で専用の圧縮機を使って圧縮するというイメージになります。

山川会長　　今のラインが主にその他プラスチック専用の分別ラインになり、新たに作られるラインは、ペットボトル専用の圧縮場所になるということですか。

平野室長　　そうですね。ペットボトルを単独で出させていただきますので、基本的に選別をしなくても綺麗な物が出てくると想定しています。ですので、今までのような長いラインではなく、集めた物を指定の場所でそのまま圧縮するイメージを持ってもらう方がいいと思います。

山川会長　　異物除去のスペースは全く無しということですか。

村川所長　　無いです。

山川会長　　破袋は手動でするのですか。手動で破袋機を使ってペットボトルの入っている袋を破るのではなく、人の手で破って出していくのですか。

平野室長　　今のところはそうです。

山川会長　　そうですか。それはけっこうな量があるので大変だと思います。また、袋を破る作業はとても負担がかかるので可能であれば破袋機を入れてするのがいいと思います。いろいろな事情があるとは思いますが、労働環境の方も配慮していただき、効率よく資源化できるようにしていただけたらと思います。

今、リサイクルプラザでの処理に関する話題が出ました。他に関連したことで意見等があればお願いします。

尾上委員　　インフラの整備がここに絡んできていると思います。今回それを導入する際はどれくらいの費用がかかるのですか。

村川所長　　予算額としては、6千万円ぐらいです。

平野室長　　補足すると、設置費用だけではなく、既存の工場のを撤去する際の費用等も含まれています。

山川会長　　今回の工事全体で6千万円ぐらいかかるということですか。

村川所長　　そうです。

山川会長　　他に何かございますか。今、話題に出ていたリサイクルプラザに関する事以外にも何かありましたらお願いします。

今、モデル事業対象の地域に住んでいる委員の方はおられますか。

(数名挙手)

山川会長　　実際にやってみて感じることや、このように改善してほしいとかこの部分をもっとアピールしたらよいとか、ご意見等ありましたらお願いします。

田中委員　　私は、リサイクルプラザに直接持ち込むので、地域の事情は今日ここで初めて見せていただいて知りました。他の地域に住んでいるときに経験しているので分別区分が変わっても対応できますが、現状については分かりません。

尾上委員 小学校や中学校からもペットボトルがごみとして出ると思います  
が、例えば小学校や中学校、また、公共施設でペットボトルを分別  
して捨てるためのごみ箱を設置するようなことは考えておられます  
か。

福田課長 小・中学校については、子どもたちが基本的にペットボトルを持  
ってくることはないと思います。時々、水筒の代わりに持ってくる  
子どもたちがいるかもしないですが、それは持ち帰っていただく  
ということをお願いをします。

また、スーパー等でペットボトルやトレイを回収している店舗も  
ありますので、今のところ公共施設等でペットボトル等の拠点回収  
は実施していません。なお、今後については、議題（４）で説明させ  
ていただきたいと思います。

山川会長 他に何かございますか。

森委員 私も審議会に参加させてもらって、京都市内ではラベルやキャ  
ップをはずしてペットボトルを出すということが徹底されているとい  
うことを知りました。審議会に参加するまでは何も知らなかったで  
す。舞鶴に住んでいる方の中にも知らない人が多くいると思います  
ので、その人たちへもっと周知する必要があると思います。

また、特に夏場はペットボトルがたくさん出たので、ひたすらラ  
ベルなどを剥がす作業を家でしていましたが、結構な手間がかかります  
。その作業が手間だと感じるのではなく、当たり前と感じるよう  
になるまでは時間がかかると思いますので、そのような状態になるま  
でしっかり周知していくことが必要だと思います。

山川会長 まとめてその作業をするととても手間がかかります。その辺の周  
知についてしっかり市民の方にアピールできるようよろしくお願  
いします。

品田委員 今のお話に付け加えてですが、前にペットボトルの中を綺麗に洗  
ってから出してもらおうということも市民の方をお願いするといわれ  
ていたのですが、それに関しても森委員がいわれたことと併せて周知し  
た方がいいと思います。近所で排出されているペットボトルを見ま  
してもラベルがはがれていないものやキャップがついたままのもの、

中身が残っているものが結構ありますので、その辺についてもしっかり周知してもらい、新しい排出方法が定着していけばいいと思います。地域の中でお互いに指摘しあい改善されていく方々もおられますが、新しくスタートしていくにあたって、もう少し、市から発信していくことが必要だと思います。

山川会長      ありがとうございます。

施設に異物除去の機械がないのであればそのようなところを特に配慮する必要があると思いますので、このモデル事業をしていく中でどうするのか検討していただけたらと思います。

他にありますか。

尾上委員      他の市町村で、ラベルやキャップが付いたままのもののように、出し方が徹底されていないごみは回収していないというような事例はあるのですか。

福田課長      詳しくは把握していませんが、市町村によってはルールが守られていないごみは取り残しをしておられるところもあると聞いています。

山川会長      具体的には覚えていませんけど、たぶんあるだろうと思います。

尾上委員      舞鶴市についても今後事業が進んでいく中でそのようなことを検討し、ルールを徹底していかないといけないと思います。

平野室長      先程も言いましたが、異物除去のラインが現在リサイクルプラザには無いので、透明袋に異物が入っているかとか、入っているものが汚れているかとか、ラベルがついているかについては、現場で確認し、場合によっては取り残しをさせていただいて、どのように周知をしていくかについては考えていく必要があると思います。

尾上委員      ということは、こちらからのインフォメーションについても徹底していかないといけないということですね。

山川会長      他に何かございますか。

田中委員 取り残したごみがあふれてしまったらどうするのですか。周知をしても自分が対象ではないと判断して残ったままになり、次回の収集時もまた同じように取り残しがあり、取り残したごみが山のように積まれてしまった時は、誰が指導したり、処理したりといった対応をするのですか。誰も何もせずにそのままの状態になってしまうのですか。

平野室長 現在でも、ルールに反して出されたごみについては取り残しをさせていただいています。取り残したごみは一定期間置かせていただき、それでも無くならない場合は市の方で回収をしています。今後も同じようなルールで対応できると思います。他市町村においても、それほどたくさんのごみが取り残しとなっていることもないと思われますので、市からしっかり情報を発信し、周知していくことになると思います。

山川会長 今回のやり方と同じような方法でしていくということですね。また、ご質問等ございましたら随時事務局の方にお尋ねいただければと思います。

それでは、1つ目の議題については終わらせていただきたいと思えます。

#### **【議題 (2) 答申 (案) について】**

山川会長 続きまして議題 (2) 答申 (案) について事務局より説明をお願いします。

福田課長 それでは、議題 (2) 答申 (案) について、ご説明いたします。本審議会では、昨年 4 月、市長から「循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて」と題し、3つの項目についての諮問を受け、第 4 回審議会から計 6 回にわたりご審議いただきました。

この間、昨年 8 月には、諮問事項①「容器包装リサイクルに関する取り組みについて」の中間答申を提出いただき、また、諮問事項②「リデュース・リユースの推進について」と諮問事項③「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について」に関しましては、それぞれ審議の節目に意見集約をさせていただいております。今回、中間答申や、それぞれの諮問事項の意見集約を踏まえ、事務局において答申 (案) を作成いたしましたので、委員の皆様へに審議をお願いしたいと

考えております。お手元に、資料②「答申（案）」と、資料③「答申概要（案）」を配布させていただいておりますので、ご覧ください。本日は、資料②「答申（案）」について審議いただき、必要な修正についてご意見をいただくこととなります。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。答申（案）の構成としましては、1ページに「はじめに」、2ページに「本市のごみの現状と課題」を記載しております。3ページ以降が、答申となっており、3ページから4ページにかけて、諮問事項①「容器包装リサイクルに関する取り組みについて」、5ページから14ページにかけて、諮問事項②「リデュース、リユースの推進について」、15ページから23ページにかけて、諮問事項③「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について」、24ページに「今後の取り組みを進める上で留意すべき事項」を、25ページに「おわりに」を記載しております。また、参考資料としまして、最後に「市長からの諮問書」、「審議会委員名簿」、「審議会の議事経過」を記載しております。

本日の審議では、まず、4ページまでの諮問事項①までをご説明し、審議していただき、次に5ページからの諮問事項②をご説明し、審議していただき、その後、15ページからの諮問事項③と、24ページの「留意事項」、25ページの「おわりに」をご説明し、審議していただくかたちで、議事を3つに分けて進行させていただきます。

資料②「答申（案）」については、あらかじめ案を送付させていただいており、また、ボリュームもありますので、1ページと2ページの「はじめに」、「本市のごみの現状と課題」や、資料②「答申（案）」の詳細な説明は割愛させていただき、資料③「答申概要（案）」にてご説明し、審議いただきたいと考えております。なお、資料②「答申（案）」の文面などに対するご意見や修正が必要な箇所などがあれば、その都度、頂戴したいと思います。

資料③「答申概要（案）」の1ページをご覧ください。資料②「答申（案）」は3ページと4ページになります。

まず、基本方針についてであります。基本方針①として枠で囲んでおりますとおり、「ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製包装類の新たな分別収集は、資源化の促進及びごみの減量、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成に有効な手段と考えられるため、積極的に取り組むべきである。また、施策の導入に際しては、その必要性や制度内容について市民への十分な周知と説明を行うとともに、その効果等の検証と情報発信にも努められたい」として、中間答申と

同じ内容を記載しております。

今後の取り組みとしましては、市の取り組み案として、①ペットボトルの単独分別収集、②プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化、③分別ルールの変更に伴う市民周知の3項目を中間答申と同様に記載しております。

また、他の諮問事項をあわせ、審議会の意見として、中間答申時には、市の取り組み案として掲げた3項目に対する意見として記載しておりましたものを審議会の意見としてまとめて記載しております。

諮問事項①「容器包装リサイクルに関する取り組み」につきましては、冒頭にもご報告いたしました。中間答申を踏まえ、すでに不燃ごみ7種9分別収集モデル事業として一部地域において8月から実施しておりますが、最終答申として、改めて整理し、記載したものであります。

諮問事項①の説明は以上でございます。

山川会長　　すでにご覧いただいているということですので、基本的には本文の内容についての答申概要ということで説明をしていただいています。本文の内容で、もう少しこの部分の表現をこのようにした方がいいというようなご意見等ありましたらお願いします。

田中委員　　文言を変えるという意味ではないのですが、「循環型社会」という言葉は広く市民に浸透しているのですか。市民の方たちが意味を理解している言葉であると認識して大丈夫ですか。

山川会長　　答申案に使用されている「循環型社会の形成に向けた新たな取り組み」の部分の表現がこれで大丈夫かということですか。

田中委員　　答申を読んだ人がその言葉の意味を理解し、答申に記載している内容についてしっかりイメージを持ちながら読むことができるかということです。よく聞く言葉なので分かる人もいるとは思いますが、全ての人が言葉の意味を理解できるのかというところが気になります。

山川会長　　例えば、答申の中で「循環型社会」についての注意書きとかをつけ加えたり、用語説明を答申の中に随時入れたりという工夫はできると思います。



田中委員 答申という重要な書面として提出するのならこれはこれでいいと思いますが、市民の方へ発信していくのであれば、この内容では、言葉1つ1つをかみ砕いて説明をしていかないと多くの人がこの言葉を理解されるのかということが不安ですので、答申での言葉を簡略化せずに提出するのであれば、市民向けの概要の作成も必要だと思います。

山川会長 答申概要のところに注意書きをつけるとかの工夫は必要かもしれませんが、おそらく一般の人には答申本文ではなく、答申概要を見てもらいましょうということになると思いますので、そちらの方で難しい言葉について補足をするというのは1つの方法だと思います。他にご意見等ありますか。

品田委員 この答申の考え方についてですが、市長から諮問事項について議論してほしいと依頼されてそれについて今まで議論し、このような形で文書にしてまとめたものが答申や概要であると思います。これはあくまでも審議を依頼されたことについて審議会としてこのように考えましたという市長に宛てた答申であると思うので、具体的に市民に周知していく場合については市民向けの答申概要を作成し、周知していただけたらいいと思います。

学校でも環境教育とかの中で「資源を大切に」とか、「限られたエネルギーをどのように使っていけばいいのか」ということを学習されていると思いますので、大人たちにもごみの処理方法について具体的に分かりやすく周知ができるような方法も考えていただければと思います。

山川会長 答申本文については、市長に向けた資料でいいのではないのかというご意見です。また、一般の人へ向けたものについては答申で使用している言葉を少しかみ砕いた分かりやすい表現にした方がいいと思うが、ベースラインとしてある程度協議されているので、そのあたりを踏まえた上で市民向けの概要を作成していけばいいということですが、他の方向かご意見ありますか。

谷口委員 私も答申案と答申概要が出た時に、答申概要は市民に説明に回っていく際に使用されるのだと思っていました。答申概要が市民向け

のものではないのであれば、これから市民向けの概要を作成すればいいと思います。

山川会長 ありがとうございます。答申の本文については、市長に宛てた審議会からの文章ということで今のかたちで良いということです。その上で今後、答申概要がそのまま市民に向けて出るのか、または、新たに市民向けの概要が作られるのか分かりませんが、市民に向けて発信していく時には誰もが分かるように作っていただきたいと思えます。そのような方向で進めていくということで皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長 それでは、そのように進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に諮問事項②について事務局より説明をお願いします。

福田課長 それでは、引き続き、諮問事項②「リデュース・リユースの推進について」にかかる答申（案）について、概要をご説明いたします。資料③答申概要（案）の2ページをご覧ください。資料②答申（案）は、5ページから14ページになります。

まず、諮問事項②「リデュース・リユースの推進」につきましても、基本方針は1つにまとめて記載し、今後の取り組みと審議会の意見につきましても、審議会で審議いただいた項目ごとに、①食品ごみ・生ごみの減量、②プラスチックごみの減量、③リユースの推進、④事業系ごみの減量、⑤紙ごみの減量、⑥公平な受益者負担の実現の6つに分けて記載しております。なお、現状と課題につきましても、①から⑥までのそれぞれの項目ごとの記載に加え、諮問事項②「リデュース・リユースの推進について」にかかる全体的な現状と課題につきましても、資料②の答申（案）には記載しております。

まず、基本方針②についてであります、リデュース・リユース

の推進は、環境への負担やごみ処理施設の整備に要する様々な市民負担を軽減し、公平な受益者負担の実現に向け極めて優先度の高い取り組みである。特に、次の6項目に関連する施策については、リデュース・リユースの推進に向けた本市の重点施策に位置付け、早急に具体

的な取り組みに着手すべきである。

①食品ごみ・生ごみの減量、②プラスチックごみの減量、③リユースの推進、④事業系ごみの減量、⑤紙ごみの減量、⑥公平な受益者負担の実現

以上のように取りまとめております。この基本方針②が諮問事項②に対する答申となります。

次に、今後の取り組みと審議会の意見についてであります。①食品ごみ・生ごみの減量では、市の取り組み案としては、①「3キリ運動」や「3010運動」などのごみ減量運動の啓発、②「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度など、国・府の食品ロス削減の取り組みへの参画の2つを挙げております。審議会の意見としましては、「小中学校での啓発や食育についても取り組みが必要」「事業者向けの啓発にあたっては、経済性を確保しつつ、ごみ減量に取り組む事例やメリット等を発信すること」などの意見を記載しております。

次に、②プラスチックごみの減量では、市の取り組み案としては、①環境負荷の少ない行動・ライフスタイルの啓発、②「使わない」「繰り返し使う」などといったごみ減量行動の啓発の2つを挙げております。審議会の意見としましては、「プラスチック容器包装類などの不燃ごみの有料化は、ごみ減量だけではなく、公平な受益者負担の実現に資する取り組みでもある」「レジ袋の削減に向け、市民・事業者・行政の3者による協議の場を設置し、段階的な取り組みが必要」などの意見を記載しております。

③リユースの推進では、市の取り組み案としては、①常設リユーススペース、リユースイベントなど既存施策の活性化と充実、②フリーマーケットやリユース・リペア情報の発信など、市民が自主的に取り組むリユース活動への支援の2つを挙げております。審議会の意見としましては、「啓発の対象を絞り込み、その対象に合わせた『もの』を選定することで効果的な事業実施が期待できる」などの意見を記載しております。

④事業系ごみの減量では、市の取り組み案としては、①事業系ごみの減量、資源化啓発、実態把握、②施設搬入時の展開検査、指導など、③焼却施設への紙ごみの搬入抑制、資源化ルートの確保、④直接搬入に対する搬入許可証や搬入予約制の導入検討、多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付けの4つを挙げております。審議会の意見としましては、「事業系ごみの適正排出指導・減量啓発にあたっては、事業系ごみの実態を把握し、市の実情に応じた施策検討が必要」、

「搬入許可制度や搬入予約制度の導入にあたっては、効率的な方法の検討、不法投棄等の増加抑制への配慮も必要」、「事業者に向けて正しいごみの分け方、出し方に関するパンフレットを作成し、啓発を図る必要がある」などの意見を記載しております。

⑤紙ごみの減量では、市の取り組み案としては、①紙ごみ減量とペーパーレス化、分別徹底の啓発、②排出機会の確保、シュレッダー古紙や秘匿文書の資源化ルートの確保、③事業系紙ごみの搬入抑制の3つを挙げております。審議会の意見としましては、「雑紙の分別・リサイクルやシュレッダーダストが資源化困難であることについて、さらなる啓発が必要である」、「事業系紙ごみの搬入抑制に向けては、秘匿性の高い文書や個人情報に記載された紙をリサイクルできるルートの確保を図る必要がある」などの意見を記載しております。

⑥公平な受益者負担の実現では、市の取り組み案としては、①越境ごみやただ乗りなど不適正排出に対する取り組み、②他市の取り組みを参考にしたごみの受入れ体制の早急な見直しの2つを挙げております。審議会の意見としましては、「越境ごみ対策や不適正排出に対して、搬入物検査や展開検査などの対策に至急着手すべき」「廃棄物の排出状況や性状の確認、直接搬入の有料化、さらには、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化施策について研究する必要がある」「有料化の検討にあたっては、本市のごみに関する情報をしっかり発信するとともに、サービス向上につなげる検討も必要である」などの意見を記載しております。

諮問事項②「リデュース・リユースの推進について」にかかる説明は以上でございますが、資料②の答申（案）の内容も含めてご審議をお願いいたします。

山川会長      ありがとうございます。資料③答申概要の審議会の意見のところにつきましても、資料2の本文から重要な部分をピックアップして概要に載せてありますので資料2の本文の文言もご確認の上、修正が必要だと思ふところがありましたらご意見のほどお願いします。

最初に基本方針から確認をしたいと思いますが、基本方針についてはこの内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長      では続いて論点①食品ごみ・生ごみの減量についてですが、いか

がでしょうか。資料 2 の方も確認しながらご意見をいただけたらと思います。

(異議なし)

山川会長 また、あればご意見いただけたらと思います。

次に論点②プラスチックごみの減量についてです。資料 2 では 7 ページからになります。論点②に対する審議会からの意見についてですが、この内容でよろしいでしょうか。概要の方に重要な部分をピックアップして載せているのでそちらの方を見ていただいてもいいです。何かご意見等ございますか。

(異議なし)

山川会長 それでは、次に、論点③リユースの促進についてです。こちらは比較的短いですが何かご意見等ございますか。

尾上委員 少し表現として分かりにくいなと思う部分があります。審議会の意見のところに記載されている「その対象に合わせた『もの』を選定する」という文面が唐突な文章になっているなと思いました。『もの』というのが何を指しているのかというのがこの文章からは読み取ることができないなと感じます。

修正するならば、資料 2 の方の文章に「利用者が」というような主語を入れるといいと思います。主語がないと誰を対象にした『もの』なのかというのがイメージしにくいのかなと思いました。

山川会長 例えば、本文のところで、「おもちゃ交換会のように啓発対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてものを選定することで」というような文章ではどうでしょうか。

尾上委員 そうですね。その方が分かりやすいですね。

山川会長 では、本文で 9 ページの下から 2 行目のところですが、「おもちゃ交換会のように啓発の対象になる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる『もの』を選定することで効果的な事業の実施が期待できる」というように修正しようということですが、

いかがでしょうか。

(異議なし)

山川会長 ありがとうございます。それでは、本文の9ページから10ページにかけて文章の修正をお願いします。

次に論点④事業系ごみの減量について何かございますか。

私が気になった点としては、基本方針のところでは「事業系ごみの実態把握と減量施策」とあるのですが、論点④のところになるとタイトルが「事業系ごみの減量」になっているので、ここを基本方針と合わせ、また、「施策」という言葉を削除し、「事業系ごみの実態把握と減量」とした方がいいと思うのですがどうでしょうか。

本文だと10ページのところです。論点④「事業系ごみの実態把握と減量」というふうにタイトルの部分を変更し、資料3の方についても3ページのところを「事業系ごみの実態把握と減量」に変更させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長 それでは、次に論点⑤紙ごみの減量についてご意見等ありますか。

足立委員 論点⑤の部分だけではないのですが、基本方針の言葉と論点の言葉を全部統一してはどうでしょうか。そんなに長い文章でもないですし、もともと長い言葉でもないと思いますので、統一した方がいいと思います。

山川会長 どうでしょうか。論点①②は基本方針と一緒に思うのですが、論点③が基本方針では「リユース活動の活性化と支援」になっており、論点③のタイトルでは「リユースの推進」になっています。論点④については指摘のあった部分を修正するとして、論点⑤のところの基本方針では、「紙ごみの減量と資源化」となっており、タイトルでは「紙ごみの減量」になっています。

基本方針での文言をそのまま各論点のタイトルに使用することについて、事務局として何か問題はありますか。

福田課長 特に問題はないです。資料の作成にあたっては、これまでの審議

会の資料の中での論点をそのまま答申の中に入れてるので、今回、審議していただいた中で論点の題名を変更することについて、事務局としては問題ないものと考えます。

山川会長　それでは、論点③も含めて基本方針と各論点のタイトルを全て揃えるということによろしいですか。

(異議なし)

山川会長　他に何かありますでしょうか。

西山委員　資料3の基本方針に書かれている2つ目「環境への負担」という言葉が、資料2の基本方針では「環境負荷」というふうな表現になっているのですが、これにも何か意味があるのですか。

山川会長　たしか基本方針については、基本同じ言葉で記載するようにしていると聞いていますが間違いなかったですか。

福田課長　そうです。

山川会長　ありがとうございます。  
資料3の方の「環境への負担」を「環境負荷」に変える、あるいは、資料2の方を「環境への負担」に変えてもいいと思います。  
どちらの方がよろしいですか。

西山委員　資料2をもとに資料3の概要を作成されたと思いますので、資料2に揃えてはどうかと思いますがどうでしょうか。

(異議なし)

山川会長　では、「環境負荷」の方で揃えるということをお願いします。  
最後に論点⑥公平な受益者負担の実現について何かご意見ありますか。

尾上委員　「ただのり」という表現がありますが、「ただのり」というのは専門用語ですか。

山川会長 はい。一応「フリーライダー」の日本語訳ということで専門書にも記載されている専門用語ではあります。

尾上委員 分かりました。

山川会長 他に何かございますか。

参考までに本日欠席の内海委員から修正案に対するご意見ではありませんがご意見として紹介していただければということでしたので私の方から紹介させていただきたいと思います。

「埋立ごみを削減するためには不燃ごみを有料化する必要がある。特にプラスチック容器包装類やペットボトルについてはたくさん出す人には量相応の負担を求める考え、また、収集回数の拡充にかかる経費に充てるため、有料化が必要と考える。」

以上のようなご意見をいただきましたので紹介させていただきました。青山副会長についても特段文言の修正についての意見は聞いておりません。

他に何かあればお願いします。

谷口委員 表現の違いなのですが、資料3の論点⑥の審議会の意見の1つ目のところは、「至急着手すべき」とかなり強気の文言で表現されていますけど、他の意見のところを見ると「必要である」とか「必要がある」とかの表現になっています。1つ目の意見と他の部分の意見については、何か審議会からの意見として違いがあったでしょうか。

山川会長 資料2、3を含めて「越境ごみ対策と不適正排出について搬入物検査や展開検査等の対策は他と比べてもすぐにやるべき」と強調しているのには何か理由があるのかということを知りたいということですね。また、強調する必要がないのなら、他の部分と同じ表現に統一した方がいいのではないのかということですね。

ちなみに、何か事務局の方でこのようにした意図というのはありますか。もしあれば教えて下さい。

福田課長 前回の審議会で意見集約をさせていただいた時に、越境ごみ対策、不適正排出に対しての搬入物検査や展開検査については今すぐに取



り組むことが可能だということですのですぐに着手すべきというご意見をいただきました。その際の意見を今回答申（案）に含ませていただいたので、「至急着手すべき」というような強い表現になっています。

山川会長　　すぐできるという意味でそのような表現にしたということですね。

尾上委員　　「至急」という言葉が入っているから他の意見と同じ表現でも大丈夫だと思います。

山川会長　　それでは、「展開検査などの対策に至急着手する必要がある」というようにすればいいということですね。表現としてはこのようなかたちでよろしいでしょうか。

谷口委員　　ここだけ「至急」という表現を使うことについてはどうですか。

山川会長　　市の取組案として早急な見直しが必要ということで議論をしましたが、審議会としてもこれを最初に実施しないといけないという意見にするのかということだと思いますが、いかがでしょうか。

西山委員　　この部分については、他市の人が関わってくる問題なので、すぐに取り組めるのなら早急に取り組んだ方がいいと思います。

山川会長　　それでは、市としても早急に取り組む必要があり、審議会に議論を依頼されたということなので、審議会のほうも「早急に着手する必要がある」くらいのレベルで揃えるということで調整しましょうか。

他の所とは若干異なる表現ではありますが、元々すぐにできるというニュアンスも含めた表現であるので、その部分は少し残して、「至急」という表現だともものすごく強調されている気もしますので「早急」という表現に変更するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長　　それでは、「搬入物検査や展開検査などの対策に早急に着手する必要がある」に資料 2 の本文を修正し、資料 3 の方についても「早急に着手する必要がある」に修正をお願いします。

一通り確認をしましたので、最初から順番に修正点を確認していき  
たいと思います。

まず、資料2本文の方から見ていきますと、最初に、9ページの論  
点③のタイトルですが、「リユースの推進」から「リユース活動の活  
性化と支援」に変更します。それから同じく9ページの下から2行目  
のところは「おもちゃ交換会のように啓発の対象となる人を絞りこみ、  
その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定するこ  
とで効果的な事業実施が期待できる」に変更します。

次に、10ページの论点④のタイトルを「事業系ごみの実態把握と  
減量」に変更します。概要版の方も同様です。

次に、11ページの论点⑤のタイトルを「紙ごみの減量と資源化」  
というふうに答申と同じ表現に統一します。

次に、13ページのところは「搬入物検査や展開検査などの対策に  
ついて早急に着手する必要がある」に修正します。

そして、今お話しした部分に該当する資料3の部分は資料2と同様  
に変更して、加えて資料3の2ページ、基本方針の中の1行目に記載  
されている、「環境への負担」を「環境負荷」という文言に修正した  
いと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

山川会長     それでは続きまして、諮問事項③につきまして事務局より説明を  
お願いします。

福田課長     それでは、引き続き、諮問事項③「ライフスタイルの変化や高齢  
者などへの対応にかかる答申(案)」についてと、「今後の取り組み  
を進める上での留意すべき事項」と「おわりに」についての概要を  
ご説明いたします。

資料③「答申概要(案)」の4ページをご覧ください。資料②「答  
申(案)」は、15ページから23ページになります。諮問事項②と同  
じように、諮問事項③「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応」  
につきましても、基本方針は1つにまとめて記載し、今後の取り組み  
と審議会の意見につきましては、①立ち番と集積所の管理についてから  
④地域コミュニティの維持・活性化についての4つに分けて記載し  
ております。また、現状と課題につきましては、全体にかかるものと、  
①から④の項目ごとにそれぞれ資料②の答申(案)に記載しておりま

す。

まず、基本方針③についてであります。 「ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみ分別・ごみ排出に取り組むことができるよう、次の施策を実施する必要がある。

- ①立ち番の負担軽減と適正な分別・排出が維持できる地域づくり
- ②高齢者や障害者などの排出困難者を対象とした戸別収集の実施
- ③地域の集積所での排出を補完する拠点回収の充実と、ペットボトルとプラスチック容器包装類の収集回数の拡充
- ④「ごみ」や「環境」への取り組みを通じたコミュニティの維持・活性化」

以上のように取りまとめております。この基本方針③が諮問事項③に対する答申となります。

次に、今後の取り組みと審議会の意見についてであります。①立ち番と集積所の管理については、市の取り組み案としては、①不燃ごみ集積所の管理ルールの整備と地域の実情に応じた立ち番の任意化、②地域でのごみ減量・分別の学習の機会の提供の2つを挙げております。審議会の意見としましては、「立ち番を一律に実施するのではなく、地域事情や必要性を考慮して実施することが望ましい」「立ち番の任意化に向けては、不燃ごみの分別区分の見直し後、適切なタイミングを見定め、円滑に移行されたい」などの意見を記載しております。

②排出困難者への対応の戸別収集については、市の取り組み案としては、民間事業者による戸別収集サービスの活用を挙げております。審議会の意見としましては、「既存の地域力・家庭力の低下を招かないよう留意しつつも、経済的困窮者への配慮も含め、福祉関連部局や関連事業者と相談の上で有効な戸別収集が実現できるよう検討を進めること」、「病気やけがなど、福祉施策での基準に該当しないようなケースについてもサービスを利用できる仕組みづくりが必要」などの意見を記載しております。

③排出機会の確保の拠点回収や収集回収の拡充については、市の取り組み案としては、1つ目の排出拠点の充実として、①小売店での店頭回収の充実、②拠点型の集団回収、③公共施設での拠点回収の拡充、④紙おむつ専用袋の配布拠点の拡充を、2つ目の収集回数の拡充として、①ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集、可燃ごみとして排出されたプラスチック製包装類の取り残しの猶予。不

燃ごみ集積所の移転・増設、ペットボトル・プラスチック容器包装類専用の集積所増設を挙げております。審議会の意見としましては、「民間の事業者に対しても、レジ袋の削減の取り組みと並行し、ペットボトル等の自主的な回収の充実を働きかける必要がある」「ペットボトルやプラスチック容器包装類は、家庭での発生量が多いため、保管スペースや衛生上の問題を考慮し、市が提案する月2回収集は最低限の回数とし、他市の事例を参考に月4回収集など回収回数の拡充について検討を進められたい」「受益者負担の観点からは、回収回数の拡充など、ごみ排出の利便性向上と合わせて、不燃ごみの有料化についても検討を進める必要がある」などの意見を記載しております。

④地域コミュニティの維持・活性化については、市の取り組み案としては、①自治会への支援、②自治会への情報提供・情報共有・意見交換、③集団回収やリユース活動への支援、④地域コミュニティのさらなる活性化に向けた各種施策や連携の4つを挙げております。審議会の意見としては、「地域力が低下する中、効率的な自治会運営を行うためには、個々の自治会での効率化手法の共有や、情報交換できる場所や機会が重要となる」「『ごみ』や『環境』をテーマとする、新たなコミュニティや活動を形成する仕掛けや仕組みについても考えなければならない」「『ごみ』や『環境』に関する問題は、すべての人に共通する問題である。こうした中、『ごみ』や『環境』の取り組みを活用し、地域づくりのツールとして、様々なコミュニティとの連携が一層重要になっている」などの意見を記載しております。

答申（案）にかかる説明は以上です。

次に資料③「答申概要（案）」の6ページをご覧ください。資料②「答申（案）」は、24ページ、25ページになります。

今後の取り組みを進める上で留意すべき事項を4項目記載しております。

1 つ目が容器包装リサイクルに関する新たな取り組みに向けてありますが、「モデル事業の実施にあたり、課題や問題点の洗い出しをしっかりと行い、必要に応じて修正を加えることにより、よりよい分別収集・処理体制の構築に努められたい」、「市民への情報発信・周知をしっかりと行い、新たな分別区分への円滑な移行を図られたい」と記載しております。

2 つ目の啓発活動についてであります。環境啓発事業にプラスアルファがあると参加しやすく、継続しやすいため、効率的・効果的な事業実施や、副次的な事業効果を考慮し実施されたい、「将来、本

市の環境を担うことになる子供達に対して、どのように考えるきっかけを作るのか、また、どのように伝えていくのかといった仕掛けづくりを検討しなければならない」と記載しております。

3 つ目の市民と事業者との連携についてであります、「事業者がごみ減量や環境面での取り組みを行うことで、『この店（事業所）は環境に良い取り組みをしているから利用（応援）しよう』といった市民の気運が高まることを期待したい」と記載しております。

4 つ目の本審議会との連携についてであります、「本審議会に対し、事業の検討状況や実施状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、本審議会との連携を密にして事業進捗を図りたい」と記載しております。

留意事項についての説明は以上でございます。また、資料②答申案の 25 ページには、「おわりに」として、最後のまとめを記載しております。

説明は以上でございます。

山川会長      ありがとうございます。諮問事項③について、気になった点等ございましたらご意見いただければと思います。

では、最初に資料 2 の答申の基本方針の方を確認いただきたいと思えます。資料 2 の 16 ページですが、この内容でよろしいですか。この答申の中では、一番重要な内容だと思います。何かご意見等ございますか。

木谷委員      論点②の審議会の意見のところですが、下から 3 行目に「地域力・家庭力」という文言のところがあるのですが、「家庭力」ではなく、「家族力」という表現の方がいいのではないかと思います。それと、言葉の順番として「地域力・家族力」ではなく、「家族力・地域力」にさせていただけたらと思います。

また、2 行目に「これまでは近隣住民や家族による助け合い」とありますけれども、ここに関しても「家族」を先にもってきていただけたらと思います。

山川会長      そうしましたら、19 ページ「審議会の意見」のところ、まず、上から 2 行目の「近隣住民と家族」の部分「家族と近隣住民」に、また上から 4 行目の「地域力・家庭力」は「家族力・地域力」というふうに修正するイメージですか。

木谷委員 家族は助け合うというより、協力してもらうべき存在であるので、「家族の協力と近隣住民による助け合い」という表現の方が、文言としてはよろしいと思います。

山川会長 そうすると、「家族の協力と近隣住民による助け合い」という文言にするということですね。「家族による助け合い」という表現より、「家族の協力」という表現の方が良いというところの意図について、もう一度教えていただけますか。「家族による助け合い」という表現だと、どちらかというと一緒に暮らしている家族ではなくて、離れて暮らしている家族というイメージが強いのですがどうですか。

木谷委員 そうですね。コミュニティについてのこれまでの議論の中でいくと、「家族」というのはどちらかというと一緒に暮らしている家族のことを指しているのだと思っていましたので、「家族の協力」という表現の方が良いと思いました。

山川会長 これまでしてきた議論の中での意見とすると、「家族の協力と近隣住民による助け合い」という表現の方がしっくりくるということですね。

それでは、19 ページ【審議会の意見】の2行目の「近隣住民や家族による助け合い」のところを、「家族の協力や近隣住民による助け合い」に、4行目の「地域力・家庭力の低下を招いている側面がある」のところを「家族力・地域力の低下を招いている側面がある」に修正し、5行目のところも「戸別収集が、家族力・地域力」に修正をしますが、よろしいですか。

(異議なし)

山川会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。なければ、次にいきたいと思います。

次は24ページの留意事項のところです。ここの内容はかなり概要の方にも反映されています。この中で気になる点がありましたら、ご意見いただければと思います。

田中委員 (2) 啓発活動についての部分の「プラスアルファ」についてです

が、この「プラスアルファ」という言葉を使用するのであれば、具体的に何を「プラスアルファ」とするのかについて記載してはどうでしょうか。その次の文で、「新しい価値観を持つ市民」とか「将来、環境を担うことになる子供」という文言が入っていますので、人にとってのプラスアルファについて、何か具体的な表現があればいいと思います。例えば、人の気持ちの面を表現した言葉が加わることで、下の文章に違和感なくつながるのではないかなという気がします。

山川会長　　ここの部分は啓発面のことを言っていますから、啓発活動に参加することによるプラスアルファの内容についてということですか。

田中委員　　そうですね。「市民や子供が」と次の文につながっていくので、「喜び」とか「楽しみ」とかそのような表現があれば、より分かりやすくなるのではないかと思います。

尾上委員　　「プラスアルファ」というよりは、「メリット」という表現の方がいいのではないかと思います。

山川会長　　今のご意見をふまえて、「プラスアルファ」ではなく「参加する楽しみやメリット」というような表現にしましょうか。「プラスアルファ」という表現だと抽象的で分かりにくいので、「環境啓発活動に参加する楽しみやメリットがあると参加しやすくなる」としてよろしいですか。

(異議なし)

山川会長　　他に何かありますか。

谷口委員　　表記だけの問題ですが、「子供」ではなく、「子ども」の方が一般的だと思います。

足立委員　　表記の話だと、「など」や「かたち」も漢字だったり、ひらがなだったりするので、その辺りについても統一していただけたら分かりやすいと思います。

山川会長      ありがとうございます。

「など」と「等」については場合によっては使い分けている可能性もあるので、文言についてはもう一度事務局と整理をさせていただきたいと思います。用語の使い方であるとか、言葉の使い方について再度確認させていただき、統一感があるかたちにさせていただきます。

他に何かありますでしょうか。

なければ修正点を確認していきます。19 ページの【審議会の意見】のところで、「市民のライフスタイルや価値観、コミュニティのかたち

たちが変化する中、これまでは家族の協力と近隣住民による助け合いで成り立ってきたものについても、公共や民間の各種有償サービスを利用することになり、その結果、家族力・地域力の低下を招いている側面がある。

こうした中、排出困難者対策として実施する戸別収集が、家族力・地域力の低下を招くことにならないよう、事業の具体化に向けては、本審議会や福祉関連部局、関連事業者等とのコミュニケーションに努められ、十分な配慮と工夫を図られたい」に修正する。

それから、24 ページの「(2) 啓発活動について」のところを「啓発活動では、環境啓発事業に参加する楽しみやメリットがあると参加しやすく、継続しやすいため、事業検討にあたっては、効率的・効果的な事業実施や、副次的な事業効果を考慮し実施されたい」に修正する。

また、全体的に用語の統一として、「子供」は「子ども」にする。その他、「など」と「等」等の言葉の使い方を再度整理する。という指摘があったと思いますが、以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長      ありがとうございます。

3 つ目につきましても内海委員よりご意見をいただきましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

「プラスチック容器包装類やペットボトルの収集回数については、拡充が必要な自治会がある一方で、必ずしも収集回数を増やす必要がない自治会もある。答申として収集回数の拡充を明記することに異論はないが、運用においてはそれぞれの地域の実情に適した方法が選択できるよう配慮してほしい。高齢者や障害のある方が、ごみの減量やごみの分別に取り組むことができるよう排出困難者に対する取り組



みをきちんと進めていただきたい。」

以上のようなご意見をいただきました。答申案に対する修正意見はないということです。青山副会長についても修正意見はないということでした。

他に何かございますか。

尾上委員 収集回数の話ですが、地域の実情に応じて収集回数を変えることは現実的にはできるのですか。この地域は月 4 回収集するが、あの地域は月 3 回収集するとかというのは現実的にあるのですか。内海委員のご意見の中に「地域の実情に合わせて」というのが入っていたのですが、そんなことが可能なのかなと思いました。

山川会長 自治体によるルート収集では、普通はないと思います。拠点回収と組み合わせる場合だと、どのくらいの頻度で回収をするかというのを調整しやすいかもしれません。

今後実施していくのであれば、立ち番の負担などの課題もあると思うので、なにかしらの工夫が可能であれば少し検討してもいいと思いますが、今回の答申に具体的な何かを盛り込むのは難しいと思います。

尾上委員 分かりました。

山川会長 以上で、この答申（案）についての検討は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、答申の提出について事務局から説明をお願いします。

福田課長 ただいまご審議いただいた答申（案）については、山川会長からございましたとおり、今ほどご審議いただいたかたちで修正を行い、山川会長にご確認いただいた上で、皆さまにお送りさせていただきます。

最終的には、10月2日（火）午後に、第11回審議会を開催し、答申（案）の最終確認をお願いしたいと考えております。そして、審議会終了後に、山川会長、青山副会長、品田副会長から多々見市長に答申を提出いただきたいと思いますと考えております。

よろしくをお願いします。

### 【議題（3）その他】

山川会長 最後に議題（3）その他について事務局より説明をお願いします。

福田課長 それでは、議題（3）その他として、「小型家電等収集管理システム導入可能性調査」について、ご説明いたします。

資料4をご覧ください。この事業につきましては、今年度、新たに実証実験事業として実施するものです。

1ページをご覧ください。前方のスクリーンでも同じ資料がご覧になれます。

まず、調査の目的についてであります。小型家電につきましては、現状では拠点回収の回収量のごくわずかで、ほとんどが収集業者によるピックアップ回収とリサイクルプラザへの直接搬入による回収となっていますことから、拠点回収場所の増加による回収量の増加を図ることとしております。

次に、ペットボトルとプラスチック容器包装類についてであります。現在、審議会からの中間答申に基づき、不燃ごみの分別区分の見直しを進めておりますが、新たに拠点回収を実施することでさらなるリサイクル率の向上とCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることとしております。また、調査には、IoTを活用した新技術を導入し、回収効率の改善を図ることを目的としております。

なお、資料には記載しておりませんが、今回の調査の本当の目的としましては、審議会でも審議いただいておりますプラスチック容器包装類とペットボトルの分別区分の見直しに伴い、家庭での保管や地域の集積所でのスペースの不足や衛生上の問題、月1回の収集頻度なども考慮し、排出機会の確保の一環として実証実験を行おうとするものであります。

次に、2ページの調査の概要をご覧ください。調査の内容としては、大きく分けて4つあります。

1つ目は、拠点回収による実証実験の実施です。小型家電につきましては、現在6箇所で開催しております拠点回収を12箇所程度に拡充して実施します。ペットボトルとプラスチック容器包装類につきましては、新たに拠点回収場所を12箇所程度新設して実施します。

2つ目は、管理システムの導入です。回収ボックスにIoTセンサーを設置し、リアルタイムに廃棄物の貯留量を把握し、無線通信を活用して、Web上で情報管理を行い、効率的な回収システムを構築するものです。

3つ目は、実証実験による今後の導入可能性の検討を行います。

4 つ目は、検討委員会を設置し、外部有識者などから意見をお聞きし、今後の参考にしたいと考えております。

3 ページの小型家電等の拠点回収場所をご覧ください。

小型家電の拠点回収場所につきましては、現在、東図書館、市役所、中央公民館、西図書館、西支所、加佐分室の 6 箇所に回収ボックスを設置しておりますが、既存回収場所や収集量、人口分布、公共施設、マイリサイクル店の位置関係などを考慮し、6 箇所程度新設するよう考えております。ペットボトル、プラスチック容器包装類につきましては、回収場所の条件などの状況にもよりますが、基本的には小型家電の回収場所と同じ場所へ新設し実施するよう考えております。

なお、写真は、現在加佐分室に設置しております古紙回収ボックスを参考に掲載しているものですので、実際に設置する回収ボックスは今後検討していきます。

4 ページの事業費・補助金をご覧ください。

事業費につきましては、業者からの参考見積をもとに、1,997 万 5 千円と予定しており、9 月議会に補正予算を提案いたします。なお、本事業につきましては、環境省の補助金「平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の「地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業」の採択を受け、実施いたします。補助率は、10/10、上限は 2,000 万円で、補助事業者は、環境省補助金の間接補助団体であります公益財団法人廃棄物・3R 研究財団です。

5 ページの事業スケジュールをご覧ください。

本補助金の採択を受け、7 月下旬に交付申請を行い、先日交付決定を受けました。今後、広報まいづるで事業実施の市民周知を行い、10 月 3 日予定の 9 月議会の本会議での議決を受け、10 月～2 月に事業を実施する予定としております。なお、来年度以降につきましては、補助金が今年度限りですので、現時点では継続するか未定であります。IoT センサーを活用した管理システムは難しいですが、拠点回収のみでも既存の事業費の中で実施できないか検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

山川会長 はい。ありがとうございます。ご質問などございますか。

足立委員 この、IoT を活用した事業は、ボックス内がいっぱいになればセンサーでどこかに連絡が入り、その情報を基に回収に行くという

ような仕組みですよね。今の話だと、次年度以降は予算がかかるということですが、継続して事業を実施する場合はボックス等を別途購入するということですか。

福田課長　今回は、補助金を活用して実施します。事業者はまだ決定しておりませんが、事業者に必要なものは全部準備していただき、この事業をやっていただこうと考えています。その事業が終わればセンサー等は一旦引き上げられることになると思うので、来年度以降の実施というのは現実的には難しいところであります。

山川会長　業者がそのセンサー等を持っているということですね。

足立委員　センサーが付属している回収ボックスを使用するのだと思っていたのですが、今回のものについてはセンサーだけ外して、ボックスは買い取りして残すというようなイメージですか。

福田課長　回収ボックスについても事業が終わった後どうするかということについては、事業者を決定した後にその業者と相談した上で決まってくると思います。イメージとしては、3ページに記載しております、ペットボトル・プラスチック容器包装類については、写真のようなボックスを設置できないかというふうに考えています。ここに別途センサーといいますかカメラみたいなものをつけて、リアルタイムにパソコン上で自動的に管理ができるもので実施できるシステムの導入を考えています。今後、事業者からの提案の内容によって具体的な詳細は決まってきます。

足立委員　イメージが湧かないのですが、費用を全額補助してもらえるから試してみて、成果が出れば継続していこうという考えなのですか。せつかく事業費を全部国で負担してもらった上で実施できるのであれば、継続して実施し、便利な方向に進んでいけばいいと思いました。

平野室長　さきほど課長も言いましたように、まだ事業者が決まっていまさんのので、確定的なことは申し上げられないのですが、当然、センサーはランニングコストがかかります。それを舞鶴市が来年度も引き続き実施するのはなかなか難しいのではないかとこのように思っ

おりますが、回収拠点としてのボックスについては、設置した場所に引き続き置いていけるような方法がないかという点については、委託業者と協力して進めて行きたいと思っています。

足立委員　例えばコピー機でいうと、トナーがなくなったら勝手に業者が持ってきてくれるようになってきていると思います。近年だと、だいたいのものにそのような機能が付いてきていると思います。その程度のものであれば、物がいっぱいになれば、簡単なセンサーでも読み取り、連絡されるというようなイメージを持っていたので、本当に2,000万円も事業費としてかかるのかなと思いました。せつくなので実施する際は、市民が便利になるような仕組みのものを入れてもらえたらと思います。

田中委員　足立委員が言われたように、もっと簡単にできる方法はあるのかもしれませんが、国の事業に協力して舞鶴市として環境省の事業に協力していきますという意思表示をしていくような意味合いもこの実証実験には含まれていると思います。

足立委員　補助金で最初は実施したけれども、その後についてはランニングコストがかかってできないというように、実証実験で得たものを活用できないのが一番残念なパターンですので、市民からすると本当に便利だから、その分多少の経費がかかってもこの事業を今後も実施していきたいという発想になればすごくいいことだと思います。試してみることで自体に意味があるのであれば、それはそれで良いことであると思います。

田中委員　実証実験としてどこかの自治体にも実施してもらい、成果があれば新事業として浸透するし、成果が見られなければ事業としては実施しないというのを判断するために実施すると思うので、今回舞鶴市で補助金を使い実証実験ができるのはありがたいことだと思います。

品田委員　実証実験を実施することで気になるのは、拠点が増えることによって、拠点回収での小型家電の量がどれだけ増えるかということです。前に不法投棄されるごみのことについて話しましたが、結構小型家電も不法投棄されていますので、回収場所が増えることで不法

投棄ごみが減っていくかもしれません。事業を実施することで、どれだけの効果があるのかということを検証するための実証実験でもあると思います。

また、ペットボトル・プラスチック容器包装類についても、回収ボックスを設置することによって、どれだけ近隣住民の利便性が高まるのか、収集回数がどれだけ増えていくのか、どれだけ資源化することができるかということ进行调查する実証実験でもあると思うので、視点としてはなかなか面白いと思います。

しかし、足立委員が言われたように、補助金が付いているときはやるけれども、補助金がなくなってしまうと元の状態に戻ってしまうということもあるので、環境のために、また、資源化のためにどうそれを市の中に位置付けていくのかという部分の考え方やプランも実験結果から導きだしていく必要があると思います。

山川会長      ありがとうございます。拠点回収場所等を拡充して、できるだけ排出困難者の方にとって出しやすい環境を作りましょうというのが今回の答申にもあったと思います。今回の調査のノウハウをできるだけ舞鶴市の知識として蓄積し、今後の効率的な運用に役立ててもらえたらと思います。いろいろな意見をいただきましてありがとうございます。

以上で今日の議題については全て終了いたしました。

委員の皆様から何かございますか。なければ、こちらの方で進めていく議事は終了とさせていただきます。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

田中主幹      本日は長時間にわたり審議いただきましてありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、市民文化環境部長の飯尾からごあいさつさせていただきます。

飯尾部長      皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。

本日の審議会では、「不燃ごみ7種9分別収集モデル事業」の実施状況の報告、答申（案）の審議、「小型家電等収集管理システム導入可能性調査」の報告の3つの事項について、皆様に協議いただきました。

とりわけ、冒頭にご報告いたしましたモデル事業については、皆様

からいただいた中間答申を受け事業着手に至ったものであります。これまでのご審議に改めましてお礼申し上げますとともに、新たな分別ルールの定着に向け、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、本日は、2年間にわたる審議のまとめとして、答申（案）に関するご審議をいただきました。この答申（案）には、本市のごみ処理に関する諸課題への対応や、さらなるごみ減量・リサイクルに向けた様々なアイデアが盛り込まれているものと考えております。

市としましても、約2年間にわたる審議会での議論と答申をしっかりと受け止め、本市の循環型社会の形成と地域づくりの推進に向けた新たな取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、次回の審議におきましても、忌憚のないご意見・ご議論を賜りますようお願い申し上げます。

田中主幹 事務局からは以上です。ありがとうございました。

次回、第11回審議会の開催については、10月2日（火）を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

【15時30分閉会】